

## 議案件名（令和 3 年第 1 回定例会）

専決処分	1 件（補正予算 1 件）
予算案	25 件（補正予算 7 件、当初予算 18 件）
条例案	16 件（制定 1 件、一部改正 13 件、廃止 2 件）
一般議案	6 件（新たに生じた土地の確認 1 件、町の区域の変更 1 件、 指定管理者の指定 2 件、包括外部監査契約 1 件、 市道路線の認定、廃止及び変更 1 件）

---

計 48 件

## （ 専 決 処 分 ）

- 1 専決処分について（令和 2 年度千葉市一般会計補正予算（第 10 号））（令和 3 年 1 月 28 日）

## （ 予 算 案 ）

- 1 令和 2 年度千葉市一般会計補正予算（第 11 号）
- 2 令和 2 年度千葉市千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 3 令和 2 年度千葉市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 4 令和 2 年度千葉市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 5 令和 2 年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 6 令和 2 年度千葉市病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 7 令和 2 年度千葉市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 8 令和 3 年度千葉市一般会計予算
- 9 令和 3 年度千葉市国民健康保険事業特別会計予算
- 10 令和 3 年度千葉市介護保険事業特別会計予算
- 11 令和 3 年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 12 令和 3 年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 13 令和 3 年度千葉市霊園事業特別会計予算
- 14 令和 3 年度千葉市農業集落排水事業特別会計予算
- 15 令和 3 年度千葉市競輪事業特別会計予算
- 16 令和 3 年度千葉市地方卸売市場事業特別会計予算
- 17 令和 3 年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計予算
- 18 令和 3 年度千葉市市街地再開発事業特別会計予算
- 19 令和 3 年度千葉市動物公園事業特別会計予算
- 20 令和 3 年度千葉市公共用地取得事業特別会計予算
- 21 令和 3 年度千葉市学校給食事業特別会計予算
- 22 令和 3 年度千葉市公債管理特別会計予算
- 23 令和 3 年度千葉市病院事業会計予算
- 24 令和 3 年度千葉市下水道事業会計予算
- 25 令和 3 年度千葉市水道事業会計予算

## ( 条 例 案 )

### 1 法令の改正等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

(総務局 総務部 政策法務課)

法令の改正等に伴い、規定の整備を図る。

- (1) 法令の条項ずれ等に伴い、条例で引用する法令の条項等を修正する。
- (2) 改正する条例  
千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例ほか8条例
- (3) 施行期日 公布の日ほか

### 2 千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について

(総務局 情報経営部 業務改革推進課)

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正を踏まえ、情報通信技術を活用した行政の推進についての基本原則を定めるほか、所要の改正を行う。

- (1) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正により、情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則が示されるとともに、法令による手続等に係る原則オンライン化のために必要な事項が設けられ、地方公共団体の条例及び規則に基づく手続についても法令等による手続等に準じた対応が努力義務として定められたことを踏まえ、主に次の改正を行う。
  - ア 条例の題名を改める。  
(改正後)千葉市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例  
※改正後の法律の題名 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
  - イ デジタル技術を活用した行政の推進に当たって次の基本原則を定める。
    - (ア) デジタルファースト原則  
個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する。
    - (イ) ワンスオンリー原則  
一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。
    - (ウ) コネクテッド・ワンストップ原則  
民間サービスを含め、複数の手続・サービスがどこからでも1か所で実現する。
  - ウ 条例で収入証紙等による手数料の納付の方法が規定されているものについて規則等で定めるところにより当該手数料をオンライン等により納付することができることとする。
  - エ 条例で申請等に添付することが規定されている書面等について規則等で定めるところにより当該書面等の添付を不要とすることができることとする。
- (2) 施行期日 R3.4.1
- (3) 法改正 R元.12.16施行

3 千葉市指定特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部改正について  
(市民局 市民自治推進部 市民自治推進課)

特定非営利活動促進法の一部改正に準じ、役員名簿等の閲覧請求の対象事項を限定する。

- (1) 特定非営利活動促進法の一部改正により、認定特定非営利活動法人の役員名簿等の閲覧請求があった場合において当該役員名簿等に記載された個人の住所等はその対象から除外されることとなったことから、指定の基準における閲覧請求の対象事項についても同様とする。
- (2) 施行期日 R3. 6. 9
- (3) 法改正 R3. 6. 9施行

4 千葉市国民健康保険条例の一部改正について  
(保健福祉局 医療衛生部 健康保険課)

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に対する保険料の軽減措置について税制改正による給与所得控除及び公的年金等所得控除の引き下げの影響を受けないよう、今までと同様の軽減措置を継続するほか、所要の改正を行う。

- (1) 地方税法の一部改正により、給与所得控除及び公的年金等所得控除が10万円引き下げられたが、世帯内に給与所得等を有する者が複数人いる場合について、これらの者に係る給与所得及び公的年金等所得が税制改正による控除額の引き下げの影響を受けないよう、今までと同様の軽減措置を継続する。
- (2) 租税特別措置法の一部改正により、低未利用土地の譲渡をした場合には、低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から最大100万円を控除することができることとされたことを受け、保険料賦課基準の算定の基準に反映する。
- (3) 施行期日 R3. 4. 1
- (4) 政令改正 R3. 1. 1施行

5 千葉県衛生関係手数料条例の一部改正について

(保健福祉局 医療衛生部 生活衛生課)

食品衛生法施行令の一部改正に伴い、食品等の営業許可申請に対する審査に係る手数料を改める。

- (1) 食品衛生法施行令の一部改正により、営業許可を要する業種の見直しが行われたことから、食品等の営業許可申請に対する審査に係る手数料について、当該見直しを踏まえ改正を行う。
- (2) 施行期日 R3.6.1
- (3) 政令改正 R3.6.1施行

6 千葉県魚介類等行商販売営業の規制に関する条例の廃止について

(保健福祉局 医療衛生部 生活衛生課)

食品衛生法の一部改正に伴い、条例を廃止する。

- (1) 食品衛生法の一部改正に伴い、条例による届出の対象としていた魚介類等行商販売が同法の営業届出制度の対象に含まれることとなったことから、条例を廃止する。
- (2) 施行期日 R3.6.1
- (3) 法改正 R3.6.1施行(条例廃止に関する部分)

## 7 千葉県介護保険条例の一部改正について

(保健福祉局 高齢障害部 介護保険管理課)

令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の保険料率を定めるほか、介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の算定について税制改正による給与所得控除及び公的年金等所得控除の引き下げの影響を受けないようにする等所要の改正を行う。

- (1) 第1号被保険者(65歳以上)の保険料率  
基準額(年額) 63,600円 → 64,800円(月額5,300円 → 5,400円)  
※ 世帯全員が市町村民税非課税の者に対する保険料の軽減措置を継続する。
- (2) 地方税法の一部改正により、給与所得控除及び公的年金等所得控除が10万円引き下げられたが、保険料の算定について給与所得及び公的年金等所得が税制改正による控除額の引き下げの影響を受けないよう、必要な規定を設ける。
- (3) 租税特別措置法の一部改正により、低未利用土地の譲渡をした場合には、低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から最大100万円を控除することができることとされたことを受け、保険料の算定の基準に反映する。
- (4) 施行期日 R3.4.1
- (5) 政令改正 R3.1.1施行

## 8 千葉県老人センター設置管理条例の廃止について

(保健福祉局 高齢障害部 高齢福祉課)

老人センターを廃止する。

- (1) 大規模団地における高齢者の福祉増進という所期の目的を達成したことから幸老人センターを廃止するとともに、今後大規模団地造成の見込みもないことから、条例を廃止する。
- (2) 施行期日 R3.4.1

9 千葉県火災予防条例の一部改正について (消防局 予防部 指導課)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の全出力の上限を拡大するほか、所要の改正を行う。

- (1) 電気自動車等を充電するための急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットに拡大する。
- (2) 使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の設置又は廃止の届出等の対象に全出力50キロワット超の急速充電設備を加える。
- (3) 施行期日 R3. 4. 1
- (4) 省令改正 R3. 4. 1施行

10 千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (こども未来局 こども未来部 健全育成課)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員が受ける放課後児童支援員認定資格研修の実施主体に、中核市を加える。

- (1) 施行期日 公布の日
- (2) 省令改正 R2. 4. 1施行

11 千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (こども未来局 こども未来部 幼保支援課)

居宅訪問型保育事業に係る家庭的保育者の範囲を限定するとともに、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、居宅訪問型保育事業の提供の対象となる乳幼児の範囲を明確化する。

- (1) 居宅訪問型保育事業に係る家庭的保育者の範囲を家庭的保育事業に従事する家庭的保育者と同様とするため、保育士以外の者について看護師、准看護師又は幼稚園教諭に限定する。
- (2) 保護者の疾患や障害等により家庭での養育が困難な乳幼児に対して居宅訪問型保育事業を提供できることを明確化する。
- (3) 施行期日 公布の日
- (4) 省令改正 R2. 4. 1施行

- 12 千葉県子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例の一部改正について (こども未来局 こども未来部 幼保運営課)

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、無償化の対象となる認可外保育施設の基準を改める。

- (1) 子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、無償化の対象となる認可外保育施設の基準について、主に次の改正を行う。
- ア 一定の時間帯(満1歳未満児を複数預かっている時間帯でない等)について保育に従事する者の数は1人以上でもよいこととする。
  - イ 事故発生時の対応等に係る基準を加える。
- (2) 施行期日 公布の日  
(3) 府令改正 R2. 10. 1施行

- 13 千葉市立中等教育学校設置条例の制定について  
(教育委員会事務局 学校教育部 学事課)

新たに、稲毛国際中等教育学校を設置する。

- (1) 稲毛国際中等教育学校の設置
- ※中等教育学校  
小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とするもの
  - ・位置 美浜区高浜3丁目1番1号(稲毛高等学校の位置)
  - ・施設 稲毛高等学校及び稲毛高等学校附属中学校の校舎を改修して使用
  - ・学級数 24学級(1学年4学級)  
※毎年度前期課程第1学年のみ募集し、全学年が揃うのは令和9年度以降
- (2) 施行期日 R4. 4. 1

14 中等教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
(教育委員会事務局 学校教育部 教育改革推進課)

稲毛国際中等教育学校の設置に伴い、中等教育学校の後期課程の授業料等を定めるほか、所要の改正を行う。

- (1) 中等教育学校の後期課程の授業料等を定める。
  - ・ 千葉市立高等学校授業料等徴収条例
- (2) 中等教育学校を対象に加える等所要の改正を行う。
  - ・ 千葉市証明等手数料条例ほか15条例
- (3) 施行期日 R3. 4. 1ほか

15 千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について  
(都市局 建築部 建築指導課)

幕張新都心豊砂地区の地区計画の変更に伴い、建築物の用途の制限を緩和する等所要の改正を行う。

- (1) 幕張新都心豊砂地区の地区計画を変更したことに伴い、豊砂C街区を分割し、建築物の用途の制限を緩和等する。
  - ・ 主な変更内容
  - ア 新駅周辺の新たな土地利用の形成及び土地の高度利用を図るため、「豊砂C街区」を「豊砂C-1街区」、「豊砂C-2街区」及び「豊砂C-3街区」に分割する。
  - イ 建築物の用途の制限  
豊砂C-1街区は、新たに「ホテル又は旅館」を建築することができることとする(豊砂C-2街区及び豊砂C-3街区については、豊砂C街区からの変更はなし。)
- (2) 施行期日 公布の日

16 千葉市都市公園条例の一部改正について (都市局 公園緑地部 公園管理課)

大規模な催し等の際の昭和の森の駐車場の利用について、定額の利用料金の上限額を定める。

- (1) 時間当たりの利用料金の区分に加え、普通自動車に係る大規模な催し等の際の駐車場の利用料金の上限額を1回につき400円とする定額の区分を設ける。  
 (2) 施行期日 R3. 4. 1

( 一 般 議 案 )

1 新たに生じた土地の確認について (市民局 市民自治推進部 区政推進課)

位置・面積 (1)中央区中央港1丁目229番1、229番2、230番及び238番に隣接する公有水面埋立地 1, 999. 62㎡  
 (2)中央区中央港1丁目234番、235番及び238番に隣接する公有水面埋立地 2, 331. 51㎡

- (1) 千葉県が実施した公有水面の埋立てにより、新たに生じた土地を確認するもの  
 (2) 埋立地の用途 緑地:4,331.13㎡  
 (3) 埋立ての経緯  
 H19. 3. 26 千葉県が公有水面の埋立免許取得  
 H19. 6. 22 埋立工事着手  
 R2. 12. 25 埋立しゅん功認可の告示

2 町の区域の変更について (市民局 市民自治推進部 区政推進課)

中央区中央港1丁目229番1、229番2、230番及び238番に隣接する公有水面埋立地1, 999. 62㎡並びに中央区中央港1丁目234番、235番及び238番に隣接する公有水面埋立地2, 331. 51㎡の区域を中央区中央港1丁目に編入する。

(1) 変更する面積

町名	変更前(ha)	変更後(ha)	増減(ha)
中央港1丁目	123.90	124.33	0.43増

### 3 指定管理者の指定について

(都市局 公園緑地部 公園管理課)

施設の名称	千葉市都市緑化植物園
指定管理者	株式会社日比谷アメニス東関東支店
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(1) 施設の所在地 中央区星久喜町278番外

(2) 指定管理者の概要(支店)

ア 設 立 S47.2

イ 所 在 地 稲毛区轟町5丁目7番32号

ウ 従業員数 24人

※会社概要

・会社設立 S46.10

・本店所在地 東京都港区三田4丁目7番27号

・全従業員数 440人

### 4 指定管理者の指定について

(都市局 公園緑地部 公園管理課)

施設の名称	千葉市蘇我スポーツ公園第3多目的グラウンド等
指定管理者	S S P U N I T E D
指定期間	令和3年9月1日から令和7年3月31日まで

(1) 施設の所在地 中央区川崎町3番2外

(2) 指定管理者の概要

ア 株式会社千葉マリスタジアム(代表)

(ア) 設 立 H元.5

(イ) 所 在 地 美浜区高浜4丁目12番2号

(ウ) 従業員数 95人

イ ジェフユナイテッド株式会社

(ア) 設 立 H3.6

(イ) 所 在 地 中央区川崎町1番地38

(ウ) 従業員数 43人

ウ 日本メックス株式会社

(ア) 設 立 S47.4

(イ) 所 在 地 東京都中央区入船3丁目6番3号

(ウ) 従業員数 2,032人

エ 日本体育施設株式会社

(ア) 設 立 S46.5

(イ) 所 在 地 東京都中野区東中野3丁目20番10号

(ウ) 従業員数 155人

※本議案の対象は、千葉市蘇我スポーツ公園の第3多目的グラウンド及び市長が指定する区域

5 包括外部監査契約について (総務局 情報経営部 業務改革推進課)

契約の目的	当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
契約の始期	令和3年4月1日
契約金額	18,000,000円を上限とする額
契約の相手方	公認会計士 川口 明浩

(1) 契約の期間 R3.4.1~R4.3.31

6 市道路線の認定、廃止及び変更について (建設局 土木部 路政課)

認定	24路線
廃止	1路線
変更	1路線

(1) 都市計画法に基づく開発行為等に伴う路線の認定、廃止及び変更